

職業紹介をご希望の求職者の皆様へ

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下項目を明示します。ご確認ください。

◆取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

職業紹介における当社の取扱業務範囲は、全職種です。
取扱地域は、日本全国です。

なお、以下の事業所においては表記の地域についても取り扱っております。

- ・新宿オフィス（東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー7、8、16、18、19階）
 - ・丸の内オフィス（東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービルディング7、20階）
 - ・梅田オフィス（大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワー B17階）
- シンガポール共和国、香港、アメリカ合衆国、中華民国（台湾）、大韓民国、中華人民共和国

◆手数料に関する事項

求職者から受領する手数料：職業紹介に関する求職受付の際、手数料は一切申し受けません。
求人者から受領する手数料：就職が決定いたしましたら、紹介手数料として、当該求職者が就職後1年間就業した場合に想定される年間総賃金の50%を限度とする額を申し受けます。

◆個人情報の取扱いに関する事項

ご登録拠点の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 菅野 貴之 です。

取扱い者は、個人情報及び職業紹介に係る求人者の情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき【登録規約／個人情報の取り扱いについて】に定める手順に従い、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

◆苦情処理に関する事項

ご登録拠点の苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 菅野 貴之 です。

責任者は、求職者本人から苦情の申し出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合、およびシェアフルにおける日々紹介の場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

◆その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。どうぞよろしくお願いいたします。